

第22回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	令和6年1月19日（金）10:00～10:40
項 目	国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価について（公開審議）
出席者	審査会委員 時枝会長、姜委員、重永委員、神原委員、川島委員 保健福祉局保険年金課 世利課長、大山係長 デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課 松尾係長
事務局	総務局文書館 阪本館長、芦屋係長、林主査
傍聴人	0人
内 容	

○諮問庁説明

（保険年金課）

本日の審査会に先立ちまして、特定個人情報保護評価の手續として、令和5年12月15日から令和6年1月4日までの期間、パブリックコメントの募集を実施いたしました。期間中に寄せられたご意見はありませんでしたので、今回のパブリックコメントによる評価書の修正はございません。

それでは、今回の特定個人情報保護評価書、全項目評価書について、「国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価の実施について」に沿ってご説明いたします。

まず、資料の1ページでございますが、本文中3段目に下線を引いておりますが、今回、国民健康保険に関する事務において、国保情報集約システムの機器更改に伴い、新たな特定個人情報の取扱いが生じたため、評価の再実施が必要となったものです。

これら国保の事務については、対象人数が30万人を超えることから、従来から、基礎項目評価書及び全項目評価書の作成、市民意見を求めるためのパブリックコメントの実施、個人情報の漏洩等のリスク分析、リスクを軽減するための適切な措置に関する自己評価などを実施したうえで公表しており、今回も同様に行うものです。

まず資料の「1. 特定個人情報保護評価の概要」「2. 評価の目的」について説明します。

特定個人情報保護評価は、国や地方公共団体が特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、個人のプライバシー等の権利侵害の未然防止や住民の信頼確保のための適切な措置を自ら評価し、公表するものです。

次に「3. 特定個人情報の取扱い」の変更内容ですが、国保情報集約システムは、市町村が行う国保事務のうち資格管理及び給付事務について、都道府県単位で一元的に管理が必要な情報を集約・管理するものです。国保情報集約システムは各都道府県に設置されており、県内の市町村国保については、福岡県国民健康保険団体連合会（国保連）に運用管理を共同委託しています。

国保情報集約システムは、令和6年4月の機器更改において、クラウド環境に移行することが決定しております。これにより、クラウド環境において特定個人情報ファイルを取り扱うこととなることから、委託先に求めるセキュリティ要件等に関する特定個人情報保護評

価書の見直しを行うものです。

ここまで、国保情報集約システムという言葉がでできますが、これについてお手元のカラー印刷資料で説明します。タイトルに「オンライン資格確認」とありますが、これは報道等でもいわれている、マイナンバーカードに保険証機能をもたせる、いわゆるマイナ保険証というのがありますが、それとも関連しているものになります。

図の右側に被保険者番号、資格情報を持つ「医療保険者等」とありますが、保険者である私も市町村国保では国民健康保険に加入された方の資格情報等を保有しています。今後マイナ保険証のみになりますと、マイナンバーカードには被保険者番号など従来の健康保険証に記載されている内容は書かれていないため、医療機関窓口では機械を使って資格情報等を取得することになります。各医療保険者等が情報を登録しますが、その登録先が右側の絵の中段にあります支払基金・国保中央会となります。支払基金・国保中央会の枠の中に「オンライン資格確認等システム」がありますが、ここに情報を流し込む、それによって医療機関の窓口でマイナ保険証を使ったときに、このオンライン資格確認等システムを使って、その人の資格情報や負担区分などの情報が取得できることになります。今回、この国保連の中に持っているシステムを、クラウド化するという事で再評価を行ったものです。

資料の方に戻ります。まず、「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託項目として、「国保総合（国保集約）システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務」を追加しております。

次に、リスク対策として、国保総合（国保集約）システムのクラウド移行作業時に関する措置を追加するとともに、クラウド事業者に求めるセキュリティ要件を追加しております。

最後に「4. 特定個人情報保護評価実施スケジュール」について説明します。

特定個人情報保護評価の全項目評価では、評価書に対して、住民等の意見聴取を行うこととなっております。今回、令和5年12月15日から令和6年1月4日までの間、本庁保健福祉局保険年金課、広報室広聴課及び各区役所総務企画課と市のホームページにて、全項目評価書を配布・掲載し、パブリックコメントを実施いたしました。

その結果は、冒頭でも申し上げたとおり、期間中に寄せられた意見は、ありませんでした。そのため、今回のパブリックコメントによる評価書の修正はございません。

本日は、パブリックコメント後の手続きとして、北九州市個人情報保護審査会の委員の皆様様に「特定個人情報保護評価書」の諮問をお願いしているところです。

その後、個人情報の適正な取り扱いを確保するための内閣総理大臣が所管する行政委員会である「個人情報保護委員会」に評価書を提出し、市のホームページに掲載し、公表することを予定しております。

説明は以上となります。

○質疑応答

（審査会委員） 説明資料の「3. 特定個人情報の取扱いの変更内容」に、「委託先に求めるセキュリティ要件等を追加するもの」とあります。そこで具体的な説

明等がありますが、(2) のリスク対策で、「クラウド事業者に求めるセキュリティ要件を追加」とありますが、専門外なのでどれくらいセキュリティが強化されるのか分かりにくいので、もう少し説明していただけないでしょうか。

(保険年金課) これまでは、国保連の庁舎内にあったサーバを使用して運用をしていましたが、今回は民間事業者が運営するクラウドサービスを利用することになります。セキュリティについては、私どもの取り扱う情報は個人情報ばかりになりますので、従来もかなり厳しい要件でありましたが、民間事業者が提供する機会を利用することになりますので、強化といえますか、念には念をいれてということになります。実際には、国保連が事業者に委託することになりますので、その部分についてセキュリティ要件を引き上げたということになります。

(審査会委員) その内容は、具体的には評価書のどこに反映されているのでしょうか。

(保険年金課) 主に評価書の37ページになります。

「具体的な方法」として大きく3つに分かれています。機械上は庁舎内から庁舎外に管理が移りますので、移行作業が必要となります。下段では移行作業について細かく記載しているところになります。

(審査会委員) クラウドそのものの管理に関しては、事業者の方にしっかり管理してくださいということになるのでしょうか。

(保険年金課) 報道等でご存じかもしれませんが、国保だけでなく自治体で持っている住民情報等、現在自庁で管理を行っているもののクラウド化ということ政府が推進しています。基本的には同じレベルなので、住民情報や税情報等と同じレベルで管理してもらうということになります。

(審査会委員) ということは、住民情報等は既にクラウド上にのっているということでしょうか。

(デジタル市役所推進課) 今後のせていく予定となります。それらについても当然セキュリティ要件がありますので、それと同じようなセキュリティ要件で、今回の仕組みを考えているということになります。

(審査会委員) 既に、個人情報的なものでクラウド化が実施されているものはあるのでしょうか。

(保険年金課) おそらくですが、健康保険関連はマイナ保険証等の関連もあり、先行して実施しているような状況ではないかと思えます。今後、住民情報や税情報についても、今後国が推進している通り、クラウド化が進んでくるのではないかと思えます。

(審査会委員) 今説明があった37ページの下段部分を見ますと、記載内容がいずれも「委託事業者に順守させること」となっていますが、ここに行政が関与することはないのでしょうか。

(保険年金課) 国民健康保険に関しては、既に国保連合会が持っているサーバの方で管理されています。国保連合会にあるサーバからクラウド事業者の方に移ることになりますので、国保連合会が移行させることになります。私もが直接ではないのですが、委託元として厳しいセキュリティ要件を求めるといことで、書き方としてはそのようになります。福岡県内自治体全てが、同様のセキュリティレベルでやっていくということになります。

(審査会委員) 信用しているということですね。

(保険年金課) これから先、分散といいますか、業務ごとに実施していくことになると思いますが、このような情報を取扱う事業者については、当然情報の取扱いについて厳重な取扱いをしているところが政府の方で認定されていると聞いております。どの業務を扱うにしても、取り扱う情報の量に関わらず、必要なレベルを求めているところです。

(審査会委員) ニュースをみましても、クラウド化やサーバの管理など、結局は民間企業が実施することになるが、漏えい問題も発生しています。民間企業に対する管理監督などは行政としてどのように対応しているのか。

また、クラウドにするにしても、中間サーバとの関係性やどのように管理監督するのかについて教えてください。

(保険年金課) 情報漏えいに関しては、確かに色々な事案が報道されています。今現在も、全てを私どもが作業するわけではありませんので、一部は事業者にお願ひしてやっていただいています。今政府の方で認定されている事業者など、かなり厳しい要件でやっている。報道にあったような職員がUSBメモリを紛失したなど、そういったことはないように指導もしています。また、中間サーバは、国が運営しているもので、保険者は市町村国保だけでも全国に1800程、被用者保険をあわせると健康保険を運営している保険者は3000程ございます。そこが、加入者の情報を投入しますが、ここは国がしっかり管理・運営しているところになります。保険者としては、情報を投入する側となりますが、漏えい等の報告はありませんし、安心できると考えています。

(審査会委員) 基本的にはサーバの管理は国が行っているということですね。

(保険年金課) そのとおりです。

(審査会委員) もう一点お尋ねですが、毎回このような特定個人情報保護評価に関することでパブリックコメントを実施しても、対象者が30万人もいるのに意見がでないとなっています。特に、ニュースなどで情報漏えいなども報道等されている中、不安に思ったりはしないのだろうかと思っています。パブリックコメントのやり方を改善する必要があるのではないかととも思います。場合によっては、市役所が進んで、よく政策を展開する時

には公聴会を開いたりしますが、そのような動き、パブリックコメントを改善することは検討されているのでしょうか。

(保険年金課) 今回の件については、専門的で少し分かりにくいということがあると思います。現在市の人口が92万人弱ですが、国民健康保険の被保険者が17万人弱となります。なおかつ、ご自身の持っている保険証に直接影響があるものでもないということもあり、専門的すぎること、関心が高まらないことなどがあったように思います。また、北九州市国保独特の事情として、加入者の高齢化が進んでいることがあります。被保険者の中で、65歳以上の方の割合が約45%と半分程となっており、年代的にも関心を持ちにくいのかという気もしています。だからといって何もしないというわけではないのですが、区役所で掲示をするなどするのですが、ご覧いただけないのかなというのはありました。

(審査会委員) 専門家に諮問を求めるといこともなかったのでしょうか。

(保険年金課) 本件については、国全体で動いている案件になります。今後市の基幹システムのクラウド化などの話もありますので、今後のご指摘については、デジタル市役所推進室などにも共有したいと思います。

(審査会委員) 外部委託して民間企業にお願いするということになるという説明でした。国が認定したという話もありましたが、認定基準について分かれば教えてください。

(デジタル市役所推進課) 一般的な話になりますが、国の審査機関において審査が行われているISMSという規格でしたり、今回記載もあるISO27017、クラウドにおける個人情報の保護等に関することの資格に適合しているかという審査を受ける、業者によっては監査報告書の提出を求めるなどして、一般的には審査していると聞いています。

(審査会委員) 今説明のあった審査内容というのは、審査を通過する企業というのはいかに絞られるものなのでしょうか。

(デジタル市役所推進課) そうですね。審査を通った企業さんはホームページ上で公表されています。情報システムに関する事業者はたくさんありますが、かなり絞り込まれているというのが現状です。審査にもお金がかかることもあり、体力、技術力があるところなどがやっていると考えています。

(審査会委員) クラウド事業者が倒産するなどした場合等のリスク対策などというのは何かお考えでしょうか。

(デジタル市役所推進課) 具体的な項目までは把握していませんが、ISMSの認証や政府機関の認証の審査の中で、監査報告書や財務諸表などを提出していただくことで企業の体力などは確認していると認識しています。また、国から示されている地方自治体向けのガイドラインにおいても、情報の流通経路における安全性の確保ということで、契約書等で確認をする、セキュリテ

イ要件として押さえておくなどが示されています。基本的にはそちらに従った形で対応していると認識しています。

(審査会委員) 全体的として、具体的な方法が書いてあるのですが、国保総合システムに関することはほとんど「こととする」と書いてあるようです。そこについては、市ではなく国にお任せですよと感じました。

(保険年金課) 北九州市と契約するのは国保連となりますので、まずそちらが一義的に動くこととなります。国保連が国で認定されているクラウド事業者と契約することとなりますので間接的とはなりますので書き方としてはそのようになりますが、国保連に全てお任せということではなく、北九州市としても監視していくということとなります。

(審査会委員) 今回の評価で対象となるのは、北九州市の国民健康保険加入者17万人程ということでしたが、評価にあたっては対象人数が30万人以上のものがあつたりするのはどういうことでしょうか。

(保険年金課) 常時加入しているのは17万人程ですが、国保というのは、会社を辞めたり出生があつたりと常に人数が変動しています。年間の取り扱い人数でいうと20万人を超えます。また、過去に加入されていた方も含めると30万人を超えます。

(審査会委員) 一時的に転職などで資格が切れて2カ月程国保に加入された方等も含むということですか。

(保険年金課) そのとおりです。また、国保では住民登録がある方であれば国籍を問いませんので、留学生や技能実習生なども含みますので、一時的に増えたりすることはよくあります。対象人数30万人というのはそういった事情になります。

(審査会委員) その中で、国・県レベルで足並みを揃えているところではなく、市のレベルで融通が利くところというのはどの程度あるのでしょうか。

(保険年金課) 実際に管理をするのは「オンライン資格確認等システム」については国保連になりますので手を離れますが、この中に入る情報は、北九州市国保加入者の情報もあります。もし情報漏えい等あれば、北九州市の方も影響を受けることとなりますので、そうならないように、市としても国保連を通じて管理をしていくということになります。

(審査会委員) 実務として、入力現場などに関しては、裁量があるということですか。

(保険年金課) 元々区役所窓口等で行っていることについては、過去にも審査いただいている通りしっかりやっているところです。

意見聴取終了

(審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。